

松ノ木中学校給食室火災事故について

1 火災事故の概要

- (1) 発生場所：杉並区立松ノ木中学校 給食室
- (2) 発生時間：令和3年1月25日（月） 午前10時20分頃
- (3) 被害状況：生徒、教職員、調理職員は、全員避難したため人的被害なし。
炎が天井の通気口を伝わり、排気ファン、給食室天井や壁面サッシ窓等を破損。油加熱中の回転釜1台破損。給食室内が煙と熱風で充満したため、その他の食器保管庫や調理器具の作動調整・洗浄等が必要。食器は煤が付着したため、使用不能。出火直後に火災警報器が作動し、直ちに消防に通報、消防隊が出動し鎮火したため、給食室以外の他室及び近隣への延焼はなかった。

2 出火原因

調理職員4名で調理作業中、当日の献立である「あげパン」を調理するため、調理職員1名が温度調節機能がない回転釜に食用油を入れ点火し、油の温度を上げようとした。その後、点火した調理職員は、給食室内で別の作業をしていたが、点火したまま別室に移り、全員で打合せを始めたところ、回転釜の油が過熱し発火した。（2月1日時点の調査による）

3 学校の対応

- (1) 火災発生直後に全生徒を避難させ、安全を確認後、下校させた。
- (2) 1月26日（火）午後6時から、保護者説明会を実施し、火災の概要、給食の代替の弁当提供等について説明した。
- (3) 1月26日（火）から29日（金）まで、教育相談員を学校に派遣し、生徒の心理的ケアを実施した。

4 給食の代替実施状況

給食室内の改修工事等が必要であるため、給食の代替として、1月29日（金）から公費により弁当の提供を開始した。また、食物アレルギーがある生徒に対しては、家庭科室で調理した昼食を公費で提供している。

5 再発防止策

- (1) 火災発生を防止する安全調理の徹底を図るために、各小中学校等に対し、調理作業上における基本的事項、揚げ物作業上の注意事項、安全管理のポイントについて、周知を行った。
- (2) 調理開始までに職員間で作業手順、作業工程の共有を行い、調理器具の燃焼状態及び給食室内の安全を全職員で確認するよう各学校で徹底を図る。
- (3) 安全で衛生的な調理作業の実施を徹底するため、学務課栄養士による各学校への巡回指導の強化や、調理職員を対象とした研修を実施する。

6 今後の予定

- (1) 2月上旬から、アレルギー対応の昼食に加え、一部弁当から家庭科室で調理する昼食の提供に変更した。
- (2) 2学期からの給食再開を目指し、給食室の復旧工事に着手する。
- (3) 4月以降の給食については、他校の給食室を活用し調理・配送する方法を検討し、準備を進める。